

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

まんのう町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本地域は、香川県南西部に位置し、標高1,000mを超える竜王山、大川山を主峰とする讃岐山脈をはじめとする山地に囲まれている。また、満濃池をはじめとする約900のため池が点在し、南北に一級河川の土器川が流れるという豊富な水源をもつ、農業に適した自然豊かな地域である。

本地域で農業が行われる事により、災害防止、自然環境や景観の保全、水資源の涵養などの多面的な機能が十分発揮されるなど、公益的な機能も果たしている。

しかしながら、過疎化・高齢化の進行に伴う農村集落機能の低下により、農地・農業用施設等の保全管理が困難となってきたなか、農地の荒廃防止や農業用施設などの保全・管理対策、環境に配慮した農業生産方式の普及促進のため、地域住民との協働による多面的機能の維持に取り組むことが必要である。

また、山間部の農用地は急傾斜地域が多数存在し、平地農業地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。

(2) 目標

(1)をふまえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整え、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年6月20日法律第78号）。（以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業（以下「1号事業」という。）により、地域資源の基礎的な保全活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る共同活動等を支援するとともに、

併せて、同項第2号に掲げる事業（以下「2号事業」という。）により農業生産活動の継続的な実施を支援する。更に、同項第3号に掲げる事業（以下「3号事業」という。）により環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	1号事業、2号事業及び3号事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。